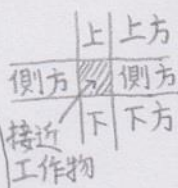
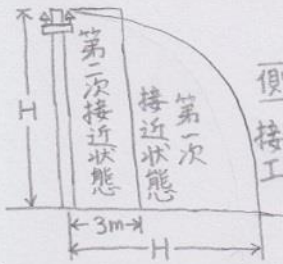


410. 接近の定義・他の工作物との離隔距離

〈接近の定義〉: 解釈第49条では、架空電線が他の工作物と接近する状態を次のように定義し、その接近状態に応じて架空電線の施設を規制している



① 第一次接近状態: 架空電線が他の工作物と接近する場合において、水平距離で3m以上、かつ架空電線路の支持物の地表上の高さ^{に相当する距離以内}に施設される事により、架空電線路の電線の切断、支持物の倒壊などの際に、当該電線が他の工作物に接触する恐れのある状態をいう

② 第二次接近状態: 架空電線が他の工作物と接近する場合において、当該架空電線が他の工作物の上方または側方において、水平距離で3m未満に施設される状態をいう

③ 接近状態: 第一次接近状態および第二次接近状態をいう。上記の接近状態に、は下方接近は含まれていないので、必要に応じて、この下方接近の施設を別に規制している。特別高圧架空電線では、第一次接近状態と第二次接近状態として規制内容を異にしているが、低圧または高圧架空電線では、接近状態を一括して同一規制内容としている

〈他の工作物との離隔距離〉

単位[m]

でも試験には出題されるのよね...

また覚え応えの表が出て来たわね

建造物		道路横断歩道・鉄道・軌道※3	架空弱電線		他の架空電線							
上部造営材の上方	その他※2		架空弱電流電線※4	架空弱電流電線の支持物	低圧架空電線	高圧架空電線			架空電線の支持物			
					右以外※1	特別高圧絶縁電線	高圧絶縁電線	ケーブル	特別高圧絶縁電線	ケーブル		
2	1.2 (0.8)	3 (1)	0.6 (0.3)	0.3	0.6	0.3	0.3	0.3	0.8	0.4	0.3	
1	0.4	3 (1)	0.3 (0.15)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.8	0.4	0.3	
1	0.4	3 (1)	0.3 (0.15)	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.8	0.4	0.3	
2	1.2 (0.8)	3 (1.2)	0.8	0.6	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.4	0.6	
1	0.4	3 (1.2)	0.4	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	

※1: 高圧絶縁電線または特別高圧絶縁電線以外の絶縁電線、多心型電線
 ※2: ()内は人が建造物の外へ手を伸ばす、または身を乗り出す事などができない部分の離隔距離 ※3: ()内は水平離隔距離 ※4: ()内は、架空弱電線流電線の管理人の承諾を得た場合において、架空弱電線流電線が絶縁電線と同等以上の絶縁効力の有る物、または通信用ケーブルである時の離隔距離

これでも索道、電車線、アンテナ、他の工作物、植物は省略している人だけ

